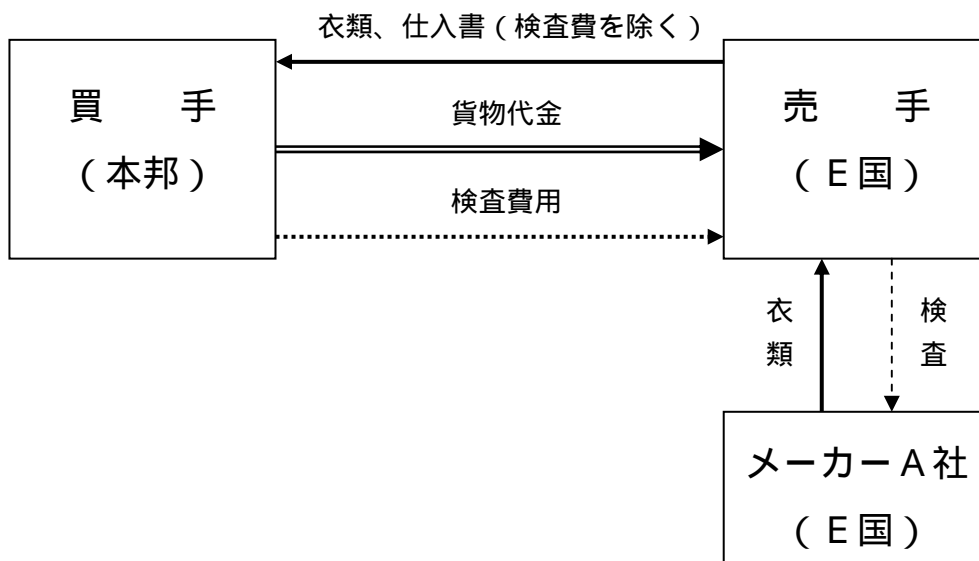


13. 売手に支払う輸入貨物の検査費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から衣類を購入（輸入）しています。

輸入貨物は、売手から委託を受けた輸出国（E国）のメーカーA社が生産したのですが、A社の製品に不良品がしばしば含まれていました。

そのため、売手が検査員を雇い、出荷前に製品の検査（輸入貨物が売買契約に定める品質に合致しているか否かを確認するもの）を行うこととなりました。

そして、当社は、輸入貨物の仕入書価格とは別に、その検査費用を売手から請求され、これを支払うこととなりました。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が売手に支払う検査費用は、現実支払価格に含まれますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が売手に支払う検査費用は、輸入貨物につき、買手により売手のために支払われるものと認められますので、現実支払価格に含まれます。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）が売手に支払う検査費用は、輸入貨物が売買契約に定める品質に合致しているか否かを確認するために、輸出国において売手が自己のために行う検査に要した費用であり、その輸入貨物について売手のために支払われるものと認められますので、その輸入貨物の現実支払価格の一部を構成します。

《参考》

輸出国において売手や売手の依頼を受けた検査機関等がその売手のために行った輸入貨物の検査に要した費用を買手が負担する場合、その費用は現実支払価格の一部を構成し、課税価格に含まれます。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)、4-2の3(1)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)